

「税」なるほど



■ 所得が無くても申告は必要?

問 申告しないと所得課税証明書が取れないって本当ですか?

答

本当です。

なぜなら収入(所得)に関する資料が市役所に無いと「非課税」や「被扶養者」といったことを証明することができないからです。

また、現在受けている各種サービスも「所得課税証明書」の提出が必要なことから、申告をしないまま時間が過ぎると、福祉・教育等のサービス利用が制限されたり、国民年金の免除申請、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が高くなったりすることがありますのでご注意ください。

さらには、配偶者や親族の扶養に入る場合、金融機関へ融資の申込の際に「所得課税証明書」が必要になることもあります。

つまり収入がゼロの場合でも、キチンと申告していただかないと、日常生活で困ってしまうことがありますので、申告は正しくお早目に!

■ 所得関係証明書の違いって何?

問 所得証明書、課税証明書、所得課税証明書の違いって何?

答

宜野湾市で取り扱っている所得関係証明書の種類は下記のとおり3種類あります。

1. **所得証明書**は、所得の内訳を表示。

2. **課税証明書**は、課税額の内訳を表示。

3. **所得課税証明書**は、所得の内訳・控除の内訳(各種控除額や扶養人数)・課税額の内訳を表示。

各種サービスの申請や銀行への融資、学校や会社への提出等に必要な書類として証明書の提出を求められることがあります。

この場合、「3. **所得課税証明書**」を提出すると提出先が求める必要な情報が記載しているためトラブルが少なくなります。これは必要な情報を確認せず提出先が「1. **所得証明書**」と「2. **課税証明書**」を混同していることが原因と思われる。証明書の内容を知っていると便利です。

問合せ:税務課税制係 ☎893-4411 内線221~223

「一括交付金を活用した市民提案事業」 ご提案ありがとうございました!



宜野湾市では、市民目線の効果的な事業を実現するため、5月~7月にかけて市民の皆様から一括交付金を活用した事業アイデア等を募集したところ、41件の事業提案を受けております。

ご提案いただいた事業については、一括交付金事業としての趣旨、事業化の必要性等の観点から精査を行った結果、下記の1事業について平成26年度事業として事業化を進めるものとしております。

このたびは多数の事業提案を頂き、ありがとうございました。今後とも本市の一括交付金事業並びに本市政運営についてのご協力をよろしくお願い致します。

事業名	事業内容	提案団体
サンセットミュージック事業(仮)	本市のトロピカルビーチのサンセットロケーションを活用したミュージックイベント開催により、市民や観光客の賑わいや憩いの場の創出を図る	ぎのわん ブレンダーズ

問合せ:市民協働推進課市民協働係 ☎893-4411 内線403